

佐世保市監査委員公表第23号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

議会事務局 分

令和6年8月28日

佐世保市監査委員	宮	崎	祐	輔
佐世保市監査委員	赤	瀬	隆	彦
佐世保市監査委員	井	上	友	子



6 市 議 第 2 9 6 号
令和 6 年 8 月 2 3 日

佐世保市監査委員

宮崎 祐輔 様

赤瀬 隆彦 様

井上 友子 様

佐世保市議会

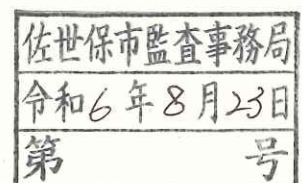
議長 林 健二



監査結果に対する措置について（通知）

令和 6 年 7 月 2 3 日付、佐世保市監査委員報告第 9 号で提出された監査結果報告について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

以 上



措置通知書

議会事務局 議会運営課

報告を受けた事項	措置状況
1. 支出事務 ① 前渡金において、佐世保市財務規則第110条第2項第2号で「…前渡金にあつては、その用件終了後7日以内に前渡金精算書を作成し、その支払いを証する書類を添付して…会計管理者に提出すること。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。 ② 旅費（概算払）において、佐世保市財務規則第118条第2項で「概算払を受けた者は、その用件終了後7日以内に精算書により…会計管理者に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。	7日以内に決裁を終了しなければならないという認識はあったものの、同期間に会計管理者への精算書提出まで含むものと認識がなく、結果、事務処理が遅延したものです。 今回の指摘を受け、令和6年7月24日に課内の朝礼において、規則遵守を周知しました。 今後は、前渡金を支出した際、各用件担当者、精算担当者が出張等確認シートに精算期限を記載し、また、精算処理が完了した日を同シートに記載することで、処理遅延を防ぐとともに、複数職員で確認を行えるよう、管理体制を整えました。 7日以内に決裁を終了しなければならないという認識はあったものの、同期間に会計管理者への精算書提出まで含むものと認識がなく、結果、事務処理が遅延したものです。 今回の指摘を受け、令和6年7月24日に課内の朝礼において、規則遵守を周知しました。 今後は、旅費の概算払いを支出した際、各用件担当者、精算担当者が出張等確認シートに精算期限を記載し、また、精算処理が完了した日を同シートに記載することで、処理遅延を防ぐとともに、複数職員で確認を行えるよう、管理体制を整えました。